

「一般社団法人陵水会の入会金及び会費に関する規程」の一部改正（案）

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第 1 条 一般社団法人陵水会（以下「本会」という。）定款第 11 条に基づく入会金及び年会費は、この規程の定めるところによる。 （入会金及び年会費の額） 第 2 条 本会における入会金及び年会費については、次に定めるとおりとする。 （1）入会金の額は <u>25,000 円</u> とし、滋賀大学経済学部、滋賀大学データサイエンス学部（以下「学部」という。）又は滋賀大学大学院経済学研究科（以下「大学院」という。）に入学する時に納付する。 ただし、学部を卒業後、大学院に進学する者で、学部において入会金を納付した者については、大学院入学時には入会金の納付を要しない。 （2）年会費の額は年額 <u>3,000 円</u> とし、学部を卒業又は大学院を修了後、毎年納付、する。ただし、複数年の前払いを可能とする。 2 既納の入会金及び年会費は返還しない。ただし入会金については、事情により理事長の承認を得て返還することができる。 （改正） 第 3 条 この規程を改正しようとするときは、総会出席者の過半数の決議によるものとする。 附 則 1. この規程は、平成 29 年 6 月 3 日から施行し、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。 2. 平成 29 年 4 月 3 日以前の入学者については入学した日から、また、学部の卒業者については卒業した日から、大学院の修了者については修了した日から本規程を適用する。	（趣旨） 第 1 条 一般社団法人陵水会（以下「本会」という。）定款第 11 条に基づく入会金及び年会費は、この規程の定めるところによる。 （入会金及び年会費の額） 第 2 条 本会における入会金及び年会費については、次に定めるとおりとする。 （1）入会金の額は <u>35,000 円</u> とし、滋賀大学経済学部、滋賀大学データサイエンス学部（以下「学部」という。）<u>、滋賀大学大学院経済学研究科又は滋賀大学大学院データサイエンス研究科</u>（以下「大学院」という。）に入学する時に納付する。 ただし、学部を卒業後、大学院に進学する者で、学部において入会金を納付した者については、大学院入学時には入会金の納付を要しない。 （2）年会費の額は年額 <u>4,000 円</u> とし、学部を卒業又は大学院を修了後、毎年納付、する。ただし、複数年の前払いを可能とする。 2 既納の入会金及び年会費は返還しない。ただし入会金については、事情により理事長の承認を得て返還することができる。 （改正） 第 3 条 この規程を改正しようとするときは、総会出席者の過半数の決議によるものとする。 附 則 1. この規程は、平成 29 年 6 月 3 日から施行し、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。 2. 平成 29 年 4 月 3 日以前の入学者については入学した日から、また、学部の卒業者については卒業した日から、大学院の修了者については修了した日から本規程を適用する。 附 則 <u>1. この規程は、令和 8 年 6 月 6 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、入会金の額については、令和 9 年度以降の入学者から適用する。</u> <u>2. 第 2 条第 1 項第 2 号ただし書きの規定により年会費の前払いをした者については、前払いの期間が終了するまでは、従前の額とする、</u>